

<旧免許状所持者と新免許状所持者>

○旧免許状所持者

- ・平成21年3月31日までに

教諭の普通免許状・養護教諭の普通免許状・栄養教諭の普通免許状・
教諭の特別免許状 を授与されている者。

※平成21年4月1日以降に新しい免許状を取得されたとしても、
最初の免許状を平成21年3月31日以前に授与されている場合は、
旧免許状所持者になります。

→ 生年月日（栄養教諭のみ授与された時期）によって修了確認期限が
設定されています。

**（重要）旧免許状所持者が新しく免許状を所持した場合、延期申請を行わないと
修了確認期限が延期されることはありません。**

※特別支援学校免許状の領域の追加は授与ではありません。

○新免許状所持者

- ・平成21年4月1日以降に最初の

教諭の普通免許状・養護教諭の普通免許状・栄養教諭の普通免許状・
教諭の特別免許状 を授与されている者。

→ 免許状そのものに有効期間の満了の日が記載されています。

**（重要）新免許状所持者が複数の免許状を所持している場合、すべての免許状の有
効期間の満了の日は、もっとも遅い有効期間の満了の日に自動的に統一さ
れます。**

※特別支援学校免許状の領域の追加は授与ではありません。

例：小学校教諭一種免許状（有効期間の満了の日：平成32年3月31日）
と特別支援学校教諭二種免許状（有効期間の満了の日：平成35年3月3
1日）を所持

→ 2枚の免許状とも有効期間の満了の日が平成35年3月31日と
なる。

- ・ 受講期間及び修了確認申請期間は有効期間の満了の日の
2年2カ月前～2カ月前のため、
平成33年2月1日～平成35年1月31日となる。

※受講期間以外に受講した単位は認められないので注意が必要。

【重要 選択領域の受講について】

○旧免許状所持者

養護教諭、栄養教諭を含む複数の免許状を持っている場合でも、現在就いている「職」に応じて18時間以上受講することで、一括して更新することができます。

(ただし、対象職種が異なる講習を組み合わせることはできません。)

○新免許状所持者

養護教諭、栄養教諭を含む複数の免許状を持っている場合は、それぞれの免許状の対応職種に応じた講習をそれぞれ18時間以上受講する必要があります。

(教諭と養護教諭の免許状を所持している場合、教諭対象の講習を18時間、養護教諭対象の講習を18時間受講する必要があります。教諭の免許状を複数持っている場合は、教諭対象の講座を18時間受講することで、一括して更新することができます。)

例：教諭免許状・養護教諭免許状・栄養教諭免許状をすべて所持している場合

就いている職	旧免許状所持者	新免許状所持者
教諭	教諭対象の講座を18時間以上受講することが必要。	どの職に就いていても、教諭対象の講座を18時間以上、養護教諭対象の講座を18時間以上、栄養教諭対象の講座を18時間以上、計54時間以上受講することが必要。
養護教諭	養護教諭対象の講座を18時間以上受講することが必要。	
栄養教諭	栄養教諭対象の講座を18時間以上受講することが必要。	

【重要 修了確認期限・有効期間の満了の日を過ぎた方で、今後教職に就く方の申請について】

○旧免許状所持者

必要な更新講習を受講後に、回復確認申請を行うことが必要です。

○新免許状所持者

所持している免許状は失効しているため、必要な更新講習を受講後に、新たに免許状を取得することになります。授与願もしくは検定願により、免許状の取得に係る申請を再度行うことが必要です。